

議会議案第6号

加賀市読書活動推進条例について

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月22日

加賀市議会議長 中 谷 喜 英 様

提 出 者

加賀市議会教育民生委員会  
委員長 上 田 朋 和

## 加賀市読書活動推進条例

豊かな水と緑に恵まれた私たちのまち加賀市では、大聖寺藩の時代から文武にわたる教育に力が注がれ、<sup>たしなみ</sup>嗜みとしての文化が形成されてきました。

また、温泉地を中心に古来より多くの文人墨客が滞在したことなどにより、風雅の薫り高い独自の文化が育まれてきました。それら学問や芸術を尊重する精神が今日に受け継がれたことによって、多様な人材が活躍しています。

こうしたふるさとの歴史と文化を継承し、発展させていくためには、市民一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む環境づくりが必要であり、その手段として読書活動は大切なものです。

このことから、子どもから大人まで、全ての市民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな市民生活の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、市民の読書活動(音読、朗読、読み聞かせ、調べ学習、読書会、本のリサイクルその他の読書に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、読書活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの知的で心豊かな生活及び活力ある郷土の実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 市は、読書活動が言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力及び創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で大切なものであることを考慮し、市民一人ひとりが、いつでもどこでも楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに努めるものとする。

### (市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する役割を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、家庭、地域、学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。))、児童福祉法(昭和22年法

律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)、図書館その他の関係機関及び民間団体と連携を図り、一体となって市民の読書活動の推進に取り組むものとする。

(家庭の取組)

第4条 家庭においては、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう積極的に読書活動に取り組むものとする。

(地域の取組)

第5条 地域においては、学校等、図書館、公民館その他の読書活動に関係する施設及び読み聞かせ等のボランティア活動を行う団体と連携協力し、市民の日常的な読書活動の推進に取り組むものとする。

(学校等の取組)

第6条 学校等は、それぞれの学校等の特性及び子ども(おおむね18歳以下の者をいう。)の発達段階に応じ、子どもに読書の楽しさを伝えることにより、子どもが普段から本に親しみ、読書を楽しむことができる習慣づくりに取り組むものとする。

(議会の役割)

第7条 議会は、市民の読書活動を推進するための調査及び研究を行うとともに、市の執行機関が実施する施策への助言及び提言を行うものとする。

(読書環境の整備の推進)

第8条 市は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第49号)の趣旨を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が日常の生活の中で等しく読書に親しみ、読書活動や相互に交流できる環境づくりに努めるとともに、必要な情報の収集及び積極的な発信に努めるものとする。

(市民読書活動推進基本計画)

第9条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策並びに家庭、地域及び学校等における読書活動に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画の策定及び実施のため、市の執行機関に読書活動推進会議を置くことができる。

3 読書活動推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 市民の読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の読書活動の推進に関し、必要と認められること。

(図書館の機能の充実)

第10条 市は、市民の読書活動を推進する上で図書館が重要な拠点であり、市立図書館は、その中核的な役割を担う施設であることに鑑み、市立図書館における読書活動の推進に必要な環境づくりに努めるものとする。

2 市は、市立図書館及び学校図書館(学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する学校図書館をいう。次項において同じ。)がその使命を全うするため、蔵書及び機能の充実その他運営の改善、向上等に寄与する措置を講じ、又は情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(子どもの音読の推奨)

第11条 市は、子どもの思考力及び表現力を育むとともに、読解力(情報を読み解く力をいう。次項において同じ。)を向上させるため、子どもの音読を推奨し、及び学校等に対して子どもの音読に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 家庭及び学校等は、子どもの読解力を向上させるため、日常的に子どもが音読に取り組む習慣づくりに努めるものとする。

(読書の日等)

第12条 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を市民の読書の日(次項において「読書の日」という。)とし、毎年11月を市民の読書活動推進月間(次項において「読書活動推進月間」という。)とする。

2 市は、読書の日及び読書活動推進月間の趣旨を市民に周知啓発するとともに、読書の日及び読書活動推進月間にふさわしい行事の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は加賀市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第 7 号

大和堆周辺水域における漁船の安全操業の確保及び外国漁船の  
違法操業に対する取締りの強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 22 日

加賀市議会議長 中 谷 喜 英 様

提 出 者

加賀市議会議員	今 津 和喜夫	加賀市議会議員	林 直 史
〃	東 野 真 樹	〃	高 辻 伸 行
〃	中 川 敬 雄	〃	山 口 忠 志
〃	南 出 貞 子	〃	岩 村 正 秀
〃	上 田 朋 和	〃	林 茂 信
〃	辰 川 志 郎	〃	林 俊 昭
〃	稲 垣 清 也	〃	新 後 由紀子
〃	田 中 金 利	〃	川 下 勉

大和堆周辺水域における漁船の安全操業の確保及び外国漁船の  
違法操業に対する取締りの強化を求める意見書

近年、我が国の排他的経済水域である大和堆周辺水域に、外国漁船が多数押し寄せ、違法操業を繰り返している。これにより、石川県を始め多数の日本漁船が自らの漁場で安全に操業できない状況になっていることはもとより、日本海の水産資源に深刻な影響を与えている。

当該水域は、本県のイカ釣り漁船や沖合底引き網漁船にとって、スルメイカや甘エビの重要な漁場であり、関係する漁業者やその家族の生活のみならず、観光や流通など地域の産業を支える重要な役割を担っている。

こうした中、昨年9月29日に周辺水域において北朝鮮公船が確認されたことを受け、水産庁から日本漁船に対し、安全確保のため、大和堆の一部海域への入域自粛が要請され、イカ漁の盛漁期にもかかわらず、9月30日から約1カ月間、同海域におけるイカ釣り操業が実施できない事態となったことは誠に遺憾である。

よって、国におかれては、大和堆周辺水域を始めとする我が国の排他的経済水域において、日本漁船の安全操業並びに国連海洋法条例に基づく海洋権益である水産資源の確保を図るため、外国漁船の違法操業に対する警戒と取締りを強化し、大和堆周辺水域における違法操業の根絶に努めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第 8 号

子供政策の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 22 日

加賀市議会議長 中 谷 喜 英 様

提 出 者

加賀市議会議員	稲 垣 清 也	加賀市議会議員	高 辻 伸 行
〃	東 野 真 樹	〃	山 口 忠 志
〃	中 川 敬 雄	〃	今 津 和喜夫
〃	南 出 貞 子	〃	岩 村 正 秀
〃	上 田 朋 和	〃	林 茂 信
〃	辰 川 志 郎	〃	林 俊 昭
〃	田 中 金 利	〃	川 下 勉
〃	林 直 史		



## 子供政策の充実を求める意見書

少子化が深刻な問題となっている我が国において、子供たちの健やかな成長・発達を力強くサポートしていく重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市区町村が強力で連携して取り組むべき課題となっている。

地方行政の現場においては、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられており、妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など、多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携がとれず、迅速かつ適切な対応ができないケースがある。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

よって、国におかれては、子供政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 子供政策を専任に所管する長の下、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する省庁を設置すること。また、新たに省庁を設置する際は、縦割りの弊害が生じないように、最大限配慮すること。
- 2 子供施策を充実させるため、都道府県・市区町村向け財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。